

安永健太さん死亡事件の慎重な審理を求める要望書

2007年9月25日、佐賀市で暮らしていた知的障害のある安永健太さん(当時25歳)は、自転車で自宅に帰る途中に5人の警察官に取り押えられ、その直後に亡くなってしまいました。「なぜ、健太は亡くなったのか」を明らかにするために、遺族は裁判に訴えました。

ところが、2009年に11万人の賛同署名によって開かれた付審判請求による刑事訴訟においても、また2014年2月の民事訴訟の佐賀地方裁判所における第一審判決においても、健太さんの死亡原因の真相は明らかにされませんでした。裁判において佐賀県警は、警察官が健太さんに馬乗りになり、後ろ手に手錠までかけたことや、健太さんが全身に100ヵ所以上の傷を負ったことは認めましたが、「知的障害者と理解できず、暴れて抵抗したため精神錯乱者として保護した」と説明しただけでした。しかし健太さんの父親は、「健太は、大きな声で呼び止められたら、固まってしまう」と証言していることから、事件当日の健太さんのおかれた状況とその死亡要因についての究明は、きわめて不十分と言わざるを得ません。

「真相を明らかにしたい、同じ事件を繰り返してはならない」との思いから遺族は、福岡高等裁判所に控訴し、その第一回期日が2014年9月22日に行われました。この第一回期日において原告弁護団は、警察記録などをもとに、警察官が「知的障害をもつ人であることを認識できる経過が認められる」ことを明らかにしました。また警察庁が2001年に作成し、全国の警察署や交番・駐在所に配布したハンドブック「知的障害のある人を理解するために」にもとづいて、障害に配慮した適切な対応をしていれば、このような不幸な事件は起こりえなかったことを明らかにしました。さらに、日本政府が国連の障害者権利条約を批准し発効した年に、障害への理解が欠落した一審判決を司法の結論とすることは、きわめて恥ずべきことです。

福岡高等裁判所は、事件の実態を改めてお調べいただき、障害についての理解を深めるために専門家の証人証言等を十分に審査し、公正な判決に臨んでいただきたいと願い、要望書を提出いたします。

2014年 月 日

氏 名	住 所

※この署名は裁判所に提出する以外には使いません。

安永健太さん死亡事件を考える会 福岡事務所

〒811-1353 福岡県福岡市南区柏原 4-25-26 かしはらホーム内
TEL: 092-567-7766 FAX: 092-567-7788